

「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業」の申請について(ご案内)

1. 事業概要

大阪府は、新型コロナウイルス感染症及び物価の高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、「社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」を支給します。

2. 対象施設等について

大阪府内にある保護施設、児童福祉施設、障がい児者施設、介護施設等の社会福祉施設等（公立施設を除く）が対象です。具体的な対象施設等は別表「対象施設等」をご確認ください。

3. 支給要件について

次のいずれにも該当する施設等に対し一時支援金を支給します。

- ①令和5年1月1日に府内において、別表「対象施設等」を設置・運営していること。
- ②令和5年1月1日に施設等を休止・廃止していないこと。

4. 支給金額について

次に掲げる区分に応じ、定めた額を支給します。

区 分	支 給 金 額
入 所 系	施設等の定員数 × 8,400 円
通所系(介護・障がい)	施設等の定員数 × 2,700 円
通所系(児童)	施設等の定員数 × 1,500 円
訪 問 系 等	1施設等当たり 22,000 円

5. 申請方法について

施設等を運営する事業者から、施設等单位で、原則、電子申請により、申請してください。

(パソコン・スマートフォン等で申請していただけます。)

【申請の流れ】

① 申請書類の準備

・振込先確認書類(通帳等)の写し(pdfあるいは画像データ)・・・振込先がわかるもの

②大阪府行政オンラインシステムから申請

・大阪府行政オンラインシステムの利用には利用者IDの取得が必要です。手順等は以下をご確認ください。

大阪府行政オンラインシステムについて

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



※ 電子申請ができない場合や疑義があるときは、10「問い合わせ先」に連絡してください。

6. 申請期間について

令和5年1月17日(火)9時から令和5年2月15日(水)23時59分まで

※ 受付期間を過ぎた申請は受付できませんので、速やかにご申請ください。

7. 申請及び支給スケジュールについて

1月17日(火) 申請受付。申請受付後に順次、審査を開始し審査を完了した順に支給します。

ただし、申請書類の不備等があれば支給が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

2月15日(水) 受付終了

3月31日(金) 一時支援金支給終了

※ 一時支援金の支給をもって交付決定通知を行ったものとしますので、通帳等で支給額のご確認をお願いします。

8. 留意事項について

① 令和5年1月1日から新規指定を受け運営を始めた施設等も対象となります。

② 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象外となります。

③ 障害児者施設の「療養介護」「医療型障害児入所施設」及び介護施設の「(介護予防)居宅療養管理指導」は対象外となりますが、「医療機関等」向け物価高騰対策一時支援金事業の対象となりますので、そちらでお申し込みください。

大阪府ホームページ「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/subvention/index.html>

④ 児童福祉施設等(入所系)の定員について、「里親」は令和5年1月1日時点の実委託数、「ファミリーホーム」は定員、その他は認可定員としてください。児童福祉施設等(通所系)の定員について、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、児童心理治療施設(通所部)については認可定員としてください。定員のない通所施設は「訪問系等」の支給金額になります。

⑤ 介護・障がいの訪問系サービスについて、同一建物で複数の指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所で重複してサービスの指定を受けている)は、いずれか1つのサービスでのみ申請できます。

(例) 介護の訪問介護と、障がいの居宅介護など、訪問系サービスで複数指定をとっている場合

⑥ 同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、ただし1階と2階で分かれていたり、区分けしてサービスの指定を受けている場合)は、それぞれで申請することが可能です。

(例1) 障がい又は介護の入所施設と併設型短期入所(空床型は不可)

(例2) 障害者支援施設(施設入所支援と生活介護)

(例3) 介護の入所施設、併設通所事業所、訪問系事業所

⑦ 同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、ただし、区分けせず、同じ場所でサービスの指定を受けている場合)は、以下のとおりです。

A 同時間における最大利用者数が各サービスごとに定員が定められている場合→それぞれで申請することが可能です。

(例1) 介護の指定通所介護と第1号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))

(例2) 障がいの生活介護と就労継続支援B型(多機能型)

B 同時間における最大利用者数がいずれかのサービスの定員を限度とする場合→いずれか1つのサービスでのみ申請できます。

(例) 放課後等デイサービスと児童発達支援(多機能型障害児通所支援事業所)

C 同一建物でサービス実施時間を分けている場合→ いずれか1つ(定員数が大きい方)でのみ申請できます。

(例) 介護の通所介護事業所で複数単位(例:午前と午後にわかれている場合等)で運営している場合

9. ホームページについて

申請書類や申請方法、一時支援金のQAなど、詳細については、大阪府のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

大阪府ホームページ「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金の申請について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushishisetsu/ichijikin_shinsei.html

10. 問い合わせ先

大阪府物価高騰対策一時支援金及び従事者支援コールセンター 06-6615-8701

(平日 9時から18時まで)

※ なお、1月21日(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)は9時から18時までコールセンターを開設していません。

別表 対象施設等

サービス種別	区分	施設等
保護施設	入所系	救護施設 更生施設
児童福祉施設等	入所系	乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 自立援助ホーム ファミリーホーム 里親(基準日に、児童福祉法第27条第1項第3号に基づく委託、並びに同法28条申立て等により一時保護委託を受けている者)
	通所系	保育所 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設(ただし届出除外施設を除く) 放課後児童健全育成事業所(放課後児童クラブ) 幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地域型保育事業所(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業) 一時預かり事業所(一般型) 病児保育事業所(病児対応型、病後児対応型) 幼稚園(ただし幼稚園として施設型給付を受けない施設を除く) 児童心理治療施設(通所部)
	訪問系等	児童厚生施設(児童館) 利用者支援事業所 母子・父子福祉施設 地域子育て支援拠点事業所 児童家庭支援センター 認可外保育施設(ただし届出除外施設及び居宅訪問型保育事業を実施する施設のうち個人で活動しているものを除く) 地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業(ただし個人で活動しているものを除く)) 一時預かり事業所(居宅訪問型(ただし個人で活動しているものを除く)) 病児保育事業所(非施設型(訪問型)(ただし個人で活動しているものを除く))
障害児者施設	入所系	施設入所支援事業所 共同生活援助事業所 福祉型障害児入所施設 短期入所事業所

	通所系	生活介護事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所 児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所
	訪問系等	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 相談支援(地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談)事業所 重度障害者等包括支援事業所 訪問入浴サービス事業所
介護施設	入所系	介護老人福祉施設(定員30名以上) 地域密着型介護老人福祉施設(定員29名以下) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所
	通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所 その他の生活支援サービス(通所系)事業所

	訪問系等	<p>訪問介護事業所</p> <p>訪問入浴介護事業所</p> <p>介護予防訪問入浴介護事業所</p> <p>訪問リハビリテーション事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る)</p> <p>介護予防訪問リハビリテーション事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る)</p> <p>訪問看護事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る)</p> <p>介護予防訪問看護事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る)</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>居宅介護支援事業所</p> <p>介護予防支援事業所</p> <p>訪問型サービス事業所</p> <p>その他の生活支援サービス(訪問系)事業所</p> <p>介護予防マネジメント事業所</p> <p>福祉用具貸与事業所</p> <p>介護予防福祉用具貸与事業所</p>
--	------	--